

引き上げ分の地方消費税交付金（社会保障財源分）が充てられる 社会保障施策に要する経費

消費税引き上げ分に係る地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

令和3年度一般会計予算書における社会保障施策関連経費への充当状況については、次のとおりです。

(歳入) 地方消費税交付金(社会保障財源過分)見込額 91,390 千円

(歳出) 社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 1,360,422 千円

(単位:千円)

事業名	経費	財 源 内 訳					
		特定財源			一般財源		
		国支出金	県支出金	その他	社会保障財源化分の地方消費税交付金	その他	
社会福祉	老人福祉事業	63,929	0	969	15,584	6,927	40,449
	障害者福祉事業	378,576	174,243	97,341	420	15,582	90,990
	児童福祉事業	491,293	239,393	115,186	3,260	19,512	113,942
社会保険	介護保険事業	131,641	4,979	6,117		17,624	102,921
	国民健康保険事業	83,769	10,916	35,810		5,416	31,627
	後期高齢者医療事業	165,152		22,335		20,881	121,936
保健衛生	母子保健事業	14,134	342	80	7,530	904	5,278
	救急医療対策事業	814	0	0	0	119	695
	予防対策事業	19,482	0	197	0	2,820	16,465
	検診事業	11,632	8	643	0	1,605	9,376
合 計	1,360,422	429,881	278,678	26,794	91,390	533,679	

※地方消費税交付金(社会保障財源化分)は、地方消費税交付金の令和3年度予算額155,000千円の内数です。

※地方消費税交付金(社会保障財源化分)は、各事業に要する一般財源の比率に応じて按分して充当しています。

※経費は人件費や事務経費等を除いて計上しています。